

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 指定障害児通所支援事業者の指定
 - 指定障害福祉サービス事業者の指定
 - 指定一般相談支援事業者の指定
 - 指定居宅サービス等の事業の廃止
 - 道路の区域変更
 - 道路の供用開始
 - 構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関
- 【公告】
- 平成二十七年年度クリーニング師試験の実施
 - 二級建築士の免許の取消し
 - 道路の位置の指定
- 【人事委員会】
- 平成二十七年年度身体障害者を対象とする岡山県職員（事務）等採用試験の実施

障害福祉課

〃

〃

長寿社会課

〃

〃

道路整備課

〃

〃

建築指導課

〃

〃

生活衛生課

〃

〃

建築指導課

〃

〃

〃

〃

人事委員会

目次

担当課（室）

平成27年8月25日 岡山県公報 第11714号

◎岡山県告示第四百七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成二十七年八月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

創心会児童発達支援ルーム心歩茶屋町

2 所在地

倉敷市茶屋町一七二〇一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社創心會

2 主たる事務所の所在地

倉敷市茶屋町二一〇二一四

三 指定年月日

平成二十七年六月一日

四 事業所番号

三三五〇二〇〇四九三

五 事業の種類別

児童発達支援、放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

おひさま津山事業所

2 所在地

津山市材木町二一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社HUGHUG

平成27年8月25日 岡山県公報 第11714号

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区下中野三三三ー一一三

三 指定年月日

平成二十七年七月一日

四 事業所番号

三三五〇三〇〇一〇三

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

平成27年8月25日 岡山県公報 第11714号

◎岡山県告示第四百八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成二十七年八月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

瀬戸内市立瀬戸内市民病院

2 所在地

瀬戸内市邑久町山田庄八四五―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

瀬戸内市

2 主たる事務所の所在地

瀬戸内市邑久町尾張三〇〇―一

三 指定年月日

平成二十七年五月一日

四 事業所番号

三三一一二〇〇一八六

五 サービスの種類

短期入所

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

笠岡市立市民病院

2 所在地

笠岡市笠岡五六二八番地の一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

平成27年8月25日 岡山県公報 第11714号

笠岡市

2 主たる事務所の所在地

笠岡市中央町一番地の一

三 指定年月日

平成二十七年六月一日

四 事業所番号

三三一〇五〇〇三六二

五 サービスの種類

短期入所

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

フクちゃんのパン屋さん

2 所在地

玉野市長尾一八四―五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人同仁会

2 主たる事務所の所在地

玉野市木目一四六一

三 指定年月日

平成二十七年六月一日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇四一五

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

クロスファーム赤磐

平成27年8月25日 岡山県公報 第11714号

2 所在地

赤磐市熊崎一九二一七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人クロスファーム

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区横井上一六八五一

三 指定年月日

平成二十七年六月一日

四 事業所番号

三三一―三〇〇一五〇

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

平成27年8月25日 岡山県公報 第11714号

◎岡山県告示第四百九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項の規定により、次の指定一般相談支援事業者を指定した。

平成二十七年八月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

相談支援事業所ポップグリーン

2 所在地

浅口市金光町大谷七一番地四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社ポップグリーン

2 主たる事務所の所在地

浅口市金光町大谷七一番地四

三 指定年月日

平成二十七年八月一日

四 事業所番号

三三三一六〇〇〇二七

五 サービスの種類

地域移行支援、地域定着支援

平成27年8月25日 岡山県公報 第11714号

◎岡山県告示第四百十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年八月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションあさがお

2 所在地

岡山県総社市刑部一五七―七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社オルソ

2 所在地

岡山県総社市井手一二〇八―二

三 廃止年月日

平成二十七年八月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇〇八八四

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

平成27年8月25日 岡山県公報 第11714号

◎岡山県告示第四百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一七九号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
勝田郡勝央町黒坂字本村三九四番地先から	勝田郡勝央町黒坂字本村三九四番地先から	旧	一一・八 一〇・二	一八六・一
勝田郡勝央町黒坂字馬村三二三番三地先まで	勝田郡勝央町黒坂字馬村三二三番三地先まで	新	一三・一 二五・二	一八六・一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 勝央仁堀中線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長

平成27年8月25日 岡山県公報 第11714号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 工門勝央線
 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
勝田郡勝央町黒坂字本村三二〇番一地先 から 勝田郡勝央町黒坂字本村三二〇番一地先 まで	新	八・六〇 二一・〇	五三・四
勝田郡勝央町黒坂字本村三二〇番一地先 から 勝田郡勝央町黒坂字本村三八八番一地先 まで	旧	七・六〇 一九・二	五三・四

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
勝田郡勝央町黒坂字本村三八九番二地先 から 勝田郡勝央町黒坂字本村四〇二番一地先 まで	新	一〇・〇〇 三〇・六	六五・二
勝田郡勝央町黒坂字本村三八九番二地先 から 勝田郡勝央町黒坂字本村四〇二番一地先 まで	旧	一〇・〇〇 二〇・六	六五・二

平成27年8月25日 岡山県公報 第11714号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 種見明戸線
 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
真庭市種字塚原二一八六番一地先から 真庭市種字三崎ノ前二二二四番三地先ま で		新	九・四〇 二二・〇〇	三〇〇・〇
真庭市種字塚原二一八六番一地先から 真庭市種字三崎ノ前二二二四番三地先ま で		旧	六・〇〇 一八・〇〇	三〇〇・〇

一 道路の種類 県道
 二 路線名 槌ヶ原日比線
 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
玉野市迫間字猿池一四四番一地先から 玉野市迫間字大隅二〇六七番一地先まで		新	一一・〇〇 二四・〇〇	七八五・〇
玉野市迫間字猿池一四四番一地先から 玉野市迫間字大隅二〇六七番一地先まで		旧	六・六〇 二二・〇〇	七八五・〇

平成27年8月25日 岡山県公報 第11714号

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 可真上万富停車場線
- 三 道路の区域

区 域			新 旧 別
赤磐市可真上一六二六番一地先から 赤磐市野間八七二番一地先を経て 赤磐市可真上一四八三番六地先まで	赤磐市可真上一六二六番一地先から 赤磐市可真上一四八三番六地先まで	赤磐市可真上一六二六番一地先から 赤磐市可真上一四八三番六地先まで	幅 員 (メートル)
九・〇〇 七六・五	六・〇〇 一八・〇	六・〇〇 一八・〇	延 長 (メートル)
八五〇・〇	五五六・〇	五五六・〇	

平成27年8月25日 岡山県公報 第11714号

◎岡山県告示第四百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類		路線名		区間		供用開始年月日				
一般国道	一七九号	勝田郡勝央町黒坂字本村三九四番地先から 勝田郡勝央町黒坂字馬村三一三番三地先まで	勝田郡勝央町黒坂字本村三八九番二地先から 勝田郡勝央町黒坂字本村四〇二番一地先まで	勝田郡勝央町黒坂字本村三二〇番一地先から 勝田郡勝央町黒坂字本村三八八番一地先まで	勝田郡勝央町黒坂字本村三二〇番一地先から 勝田郡勝央町黒坂字本村三八八番一地先まで	真庭市種字塚原二一八六番一地先から 真庭市種字三崎ノ前二二二四番三地先まで	玉野市迫間字猿池一四四番一地先から 玉野市迫間字大隅二〇六七番一地先まで	可真上万富 停車場線	赤磐市野間八七二番一地先から 赤磐市可真上一四八三番六地先まで	平成二十七年八月二十五日

平成27年8月25日 岡山県公報 第11714号

◎岡山県告示第四百十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第十八条の二第一項の規定により、次の指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を委任することとした。

平成二十七年八月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 名称

株式会社東京建築検査機構

二 住所

東京都中央区東日本橋一丁目一番四号

三 業務区域

岡山県全域

四 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

構造判定事業部・東京都中央区東日本橋一丁目一番四号東日本橋M1ビル

TBTC名古屋構造センター・愛知県名古屋市中区錦三丁目七番九号太陽生命名古屋第二ビル

五 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

法第六条の三第一項及び第十八条第四項に規定する構造計算適合性判定の業務のうち、延べ面積が二千平方メートルを超える建築物に係るもの又は構造計算の計算方法が限界耐力計算法による計算若しくは大臣認定プログラムのうち知事が別に指定するもの以外のプログラムによる計算によるものに係るもの

六 構造計算適合性判定の業務の開始日

平成二十七年八月六日

七 構造計算適合性判定を委任した日

平成二十七年八月六日

七 構造計算適合性判定を委任した日

平成二十七年八月六日

七 構造計算適合性判定を委任した日

平成二十七年八月六日

〔三四三〕クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成二十七年八月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日時及び場所

1 日時 平成二十七年十月二十五日（日曜日）

学科試験 十時から十一時四十分まで

技能試験 十三時から

2 場所 岡山市北区駅前町二丁目三番三一号 サン・ピーチOKAYAMA

二 試験科目

1 学科試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗濯物の処理に関する知識

2 技能試験

繊維の鑑別

三 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（高等学校の入学資格を有する者）又はクリーニング業法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第一百五十四号）附則第五項の規定により同条に規定する者とみなされた者

四 受験願書の受付期間

持参による場合は、平成二十七年九月二十八日（月曜日）から同年十月五日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の八時三十分から十七時十五分までとする。
郵送又は信書便による送付（以下「郵送等」という。）の場合は、平成二十七年九月二十八日（月曜日）から同年十月五日（月曜日）までとし、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで有効とする。

五 提出書類及び提出先

1 県内居住者にあつては、(1)から(4)までに掲げる書類を住所地を管轄する保健所（支所を除く。以下同じ。）へ直接提出すること。ただし、平成二十六年度に岡山県が実施したクリーニング師試験の受験願書を提出した者は、(2)及び(4)の書類の添付を

省略することができる。

(1) 受験願書 一通

受験願書に受験手数料として九千七十円分の岡山県収入証紙を貼り付けると。なお、既納の受験手数料は、返還しない。

(2) 履歴書 一通

(3) 写真票 一通

写真票に、出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦六センチメートル、横四センチメートルの写真を貼り付けること。

(4) 三の受験資格があることを証する書類

2 県外居住者にあつては、1(1)から(4)までに掲げる書類を次の提出先に持参又は郵送等により提出すること。ただし、平成二十六年に岡山県が実施したクリーニング師試験の受験願書を提出した者は、1(2)及び(4)の書類の添付を省略することができる。

郵便番号 七〇〇一八五七〇

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県保健福祉部生活衛生課

六 合格発表

平成二十七年十一月十八日(水曜日)九時に岡山県庁北側公示板及び各保健所において発表するほか、岡山県保健福祉部生活衛生課ホームページ (<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/37/>) 上に合格者の受験番号を掲載する。また、合格者には、その旨を通知する。

七 その他

1 受験者には、受験票を送付する。

2 受験手続等について不明の点は、最寄りの保健所又は岡山県保健福祉部生活衛生課(電話〇八六一二二六一七三三五)へ問い合わせること。

3 受験願書等は、最寄りの保健所及び岡山県保健福祉部生活衛生課で交付する。

なお、郵便による受験願書等の請求は、宛先を明記し、八十二円分の切手を貼った返信用封筒(定形のもの)を同封して行うこと。また、受験願書等は、岡山県保健福祉部生活衛生課ホームページにおいてダウンロードすることもできる。

〔三四四〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

平成二十七年八月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 免許の取消しをした年月日

平成二十七年八月十七日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

横山 進 二級建築士 第二三四三号

三 免許の取消しの理由

相続人から、当該二級建築士が死亡した旨の届出があったため

平成27年8月25日 岡山県公報 第11714号

〔三四五〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇一二号 平成二十七年八月 十四日	浅口市鴨方町鴨方字蛇之坪通一五六 四番一	五・〇〇	三四・九〇

◎岡山県人事委員会公示第六号

平成二十七年身体障害者を対象とする岡山県職員（事務）、市町村立小・中学校事務職員及び岡山県警察行政職員の採用試験を次のとおり実施する。

平成二十七年八月二十五日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
岡山県職員（事務）	四名	知事部局（本庁、県民局等）、教育委員会（教育庁、県立学校等）等において、事務に従事する。
市町村立小・中学校事務職員	二名	市町村立小・中学校（岡山市立であるものを除く。）等において、事務に従事する。
岡山県警察行政職員	一名	警察本部、警察署等において、予算・経理、庶務、統計、警察施設の維持管理、交通管制、運転免許事務、犯罪捜査の支援等の警察運営に必要な様々な業務に従事する。

二 受験資格

- 1 自力で通勤ができ、かつ、介護者なしに職務遂行ができる者であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの
 - (1) 昭和六十年四月二日から平成十年四月一日までの間に生まれた者
 - (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (3) 活字印刷文による出題に対応することができる者
- 2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

三 併願の可否

1 岡山県職員（事務）及び市町村立小・中学校事務職員

九の受験申込みの際に、岡山県職員（事務）及び市町村立小・中学校事務職員の一方の試験区分を第一志望と記載し、その他の試験区分を第二志望と記載することで、併せて受験の申込みをすることができる。なお、申込み後に志望順位を変更することはできない。

2 岡山県警察行政職員

その他の試験区分と併せて受験の申込みをすることはできない。

四 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

(1) 岡山県職員（事務）及び市町村立小・中学校事務職員

ア 教養試験

高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。

イ 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

(2) 岡山県警察行政職員

ア 教養試験

高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。

イ 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

ウ 作文試験

表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。

2 第二次試験

平成27年8月25日 岡山県公報 第11714号

- (1) 岡山県職員（事務）及び市町村立小・中学校事務職員
ア 作文試験

表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。

イ 口述試験

個別面接により行う。

- (2) 岡山県警察行政職員

口述試験

集団面接及び個別面接により行う。

五 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

試験の期日	平成二十七年十月十八日（日曜日）
試験会場	岡山市北区京山一丁目九番一号 岡山県自治研修所

2 第二次試験

試験の期日	平成二十七年十一月十四日（土曜日） から同月十六日（月曜日）までの間の うち岡山県人事委員会が指定する日 （第一次試験の合格者に対して、直接 通知する。）
試験会場	岡山市北区京山一丁目九番一号 岡山県自治研修所

六 合格者の決定

1 岡山県職員（事務）及び市町村立小・中学校事務職員

第一次試験の合格者は、四1(1)アの教養試験の得点により試験区分共通で決定する。第二次試験の合格者は、第一次試験の成績にかかわらず、四2(1)の各試験種目

の合計得点順に受験者の志望順位を考慮して試験区分ごとに決定する。ただし、第一志望とした試験区分で合格した者は、第二志望とした試験区分では不合格となる。

2 岡山県警察行政職員

第一次試験の合格者は、四1(2)の各試験種目の合計得点により決定する。第二次試験の合格者は、第一次試験の成績にかかわらず、四2(2)の試験種目の得点順に決定する。

七 合格者の発表

合格者の発表は、岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	平成二十七年十月二十八日(水曜日)	合格者の受験番号
第二次試験	平成二十七年十二月二日(水曜日)	合格者の受験番号

八 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 合格者は、合格決定後直ちに、成績順に採用候補者名簿に登載する。
- (2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、平成二十八年四月一日とする。

2 給与

- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。
- 九 受検手続
- (1) 平成二十七年四月採用者(新卒者)の給料月額は一四八、六〇〇円である。
 - (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

九 受検手続

- 1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県人事委員会事務局(岡山

市北区内山下二丁目五番七号丸の内会館三階）に提出すること。ただし、岡山県警察行政職員に係る受験申込書については、岡山県警察本部警務部警務課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）に提出すること。

2 受験申込書は、平成二十七年八月二十五日（火曜日）から同年九月二十五日（金曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県人事委員会事務局において受け付ける。ただし、岡山県警察行政職員に係る受験申込書については、岡山県警察本部警務部警務課において受け付ける。なお、郵送の場合にあっては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 インターネットによる受験申込みは、平成二十七年八月二十五日（火曜日）から同年九月十八日（金曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。

十 その他

1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。

2 受験申込書及び受験案内は、岡山県人事委員会事務局等で交付する。なお、郵便で請求する場合は、百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。また、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。

3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求められることがある。

4 八1(1)の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。